最終更新日：2020年1月29日

エイケン工業株式会社
代表取締役　早馬　義光
問合せ先：専務取締役　池田　文明
証券コード：7265
http://www.eiken-kk.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

⑴ 基本方針
当社は、経営の基本方針である常に高い収益性を目指し、地域社会及び株主に貢献するためには、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、経営の透明性及び健全性の向上を図っていくこととしております。
⑵ ステークホルダーの位置付け及び経営監視機能
会社を取り巻く株主、地域社会、取引先及び従業員等は、企業経営にとって大変重要であると認識しております。
そのためには、「内部統制システム構築の基本方針」にそって取り組むことにより、経営監視機能を強化し、問題の発生を防ぎ、プラスの価値をステークホルダーに提供できるようにしたいと考えております。
⑶ 監査役設置会社を採用している理由
当社の規模及び効率性を考慮して監査役設置会社を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
育実企画株式会社	150,000	14.77
石田　由紀子	69,050	6.80
安池　真理子	68,850	6.78
清水　小百合	68,050	6.70
株式会社静岡銀行（常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	34,000	3.34
干場　初枝	33,000	3.25
エイケン工業取引先持株会	30,200	2.97
河野　薫	26,700	2.62
日発販売株式会社	21,400	2.10
島田掛川信用金庫	20,000	1.97

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10 月
業種	輸送用機器

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高宮　春樹	公認会計士											○

※　**会社との関係についての選択項目**
※　**本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
※　**近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高宮　春樹	○	独立役員に指定しております。	会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人に長年にわたり勤務した豊富な会計監査経験と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断したためであります。 また、同氏は、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の監査にあたって、常勤監査役、経営企画室が会計監査人の往査に立会い、監査報告を受ける等、監査役、経営企画室、会計監査人が連携を図り監査の実効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渥美　博	他の会社の出身者													○
石田　朗	他の会社の出身者									●				○
藤田　逸雄	他の会社の出身者													○
和久田　幹雄	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渥美　博	○	独立役員に指定しております。	他業種の取締役をしていた経験から、経営に関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。 また、同氏は、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員に指定しております。
石田　朗		―――	他業種の取締役をしている経験から、経営に関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

藤田　逸雄	○	独立役員に指定しております。	他業種の製造現場で損益管理、品質管理、生産管理及び生産技術等の業務の経験から製造現場に関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。 また、同氏は、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員に指定しております。
和久田　幹雄	○	独立役員に指定しております。	信用金庫の監事及び他業種の監査役の経験から、経営及び監査に関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。 また、同氏は、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役である高宮春樹氏及び社外監査役である渥美博氏、藤田逸雄氏、和久田幹雄氏の4名を独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（社外取締役を除く）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、譲渡制限付株式を割当てる株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため開示しておりませんが、取締役及び社外役員の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従スタッフはおりません。
ただし、社外取締役から要請があった場合は、取締役会で協議の上、社外監査役から要請があった場合は、取締役会と社外監査役で協議の上、社内から人選致します。
情報伝達としては、資料の配布及び取締役会での報告等をしております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）更新

［取締役会］
取締役会は取締役6名(うち1名が社外取締役)、6名全て日本人の男性で構成されております。
定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
［生経会議］
生経会議は、取締役5名、常勤監査役1名及び各部門の管理責任者12名の合計18名、全て男性で構成されております。
毎月1回開催し、取締役会で決定した事項の伝達及び各部門の業務報告等、情報の共有を図っております。
［監査役会］
監査役会は社外監査役4名（うち1名が常勤監査役）、全て男性で構成されております。
各監査役は監査役会が定められた監査計画に基づき、取締役の職務執行状況を監査しております。なお、常勤監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務執行を把握するため、生経会議に出席しております。また、定期的に取締役、各部門の管理責任者と面談を実施しております。
［会計監査人］
会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の規定に基づく監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。
［指名･報酬］
取締役候補者の選定は、代表取締役が候補者を推薦し、取締役会で十分議論を行い決定しております。また、役員報酬は、定時株主総会終了後の取締役会で1年間の報酬限度額を決定しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由更新

各取締役及び各部門の責任者が、日常的に業務の進捗及び様々な情報等を共有することが出来るため、業務効率の向上及び牽制機能が十分に機能する体制が整っております。
社外取締役1名を選任し、監査役4名を全て社外監査役とすることで、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能する体制が整っております。
以上のことから、当社は現状において十分なコーポレート･ガバナンス体制を整備していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.eiken.co.jp）において、決算情報、適時開示資料、定時株主総会招集通知及び決算公告等を公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部がIRを担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境システムの国際規格ISO14001を認証取得し、環境保全活動に取り組んでおります。 具体的には、電気･ガス等のエネルギーの消費量の削減及び廃棄物の削減等に取り組んでおります。
その他	【女性の活躍の方針･取組】 当社では、女性の活躍促進に向けて、2012年８月21日に静岡県が主催する「男女共同参画 社会づくり」宣言事業所となり、以下の事に取組んでおります。 1　育児休業及び介護休業を取得し易い環境を推進する。 2　女性の管理職への登用を推進する。 3　毎週ノー残業デーを設定し、家庭と仕事の両立を支援する。 【地域未来牽引企業としての方針･取組】 当社は、今後の地域経済を牽引することが期待される企業として、2017年12月22日に経済産業省より「地域未来牽引企業」に選定されており、周辺地域の住民･出身者を継続的に雇用することで地域と共に発展し、地域活動や教育支援により地域社会に貢献していきたいと考えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

［基本方針］
　経営の基本方針である常に高い収益性を目指し、地域社会及び株主に貢献するために、「内部統制システム構築の基本方針」に沿って取り組み、経営の透明性及び健全性を高めていくことを基本的な考え方としております。
［業務の適正を確保するための体制］
⑴ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社は、倫理規程を設け、取締役及び従業員に法令及び会社の規則を誠実に遵守することを規定しております。また、倫理規程には、「会社への通報」の条文を設けており、倫理規程に違反する行為をしていることを知った時は、総務部長に通報することになっております。
⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社は、「文書管理規定」に基づき、文書等の保存及び管理を行っております。
　また、法令及び東京証券取引所の規則等の開示を定められている事項は、速やかに開示することとしております。
⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、社長をリスク管理に関する総括責任者とし、各部門担当取締役と共に、業務毎のリスクを管理するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」、「防火管理規程」を定め、管理体制を確立しております。
⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、取締役会を原則月１回開催し、取締役会の開催前に招集通知及び会議事項に必要な書類を配布し、事前に会議事項の検討を行うようにしております。取締役会では、各取締役が活発な意見を交わし、十分議論して重要事項を決定しております。
　業務の運営については、取締役会で承認された中期経営計画及び年次計画に基づいて、取締役及び各部門の責任者は目標を設定し、その目標達成に向けて取り組む体制をとっております。
⑸ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき所管部門が管理を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとしております。
　所管部門である総務部は、リスク情報の有無を把握するために定期的に子会社の財務諸表を入手し、業績の確認及び経営指導を行います。また、取締役及び監査役に報告する体制を構築しております。
⑹ 監査役がその職務補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役会からの独立性に関する事項
　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、社内から人選して、監査役を補助すべき使用人として指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中には、使用人は取締役からの指揮命令を受けないものとしております。
⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
　取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告するものとしております。
　また、監査役はいつでも取締役または使用人に対して、報告を求めることができるものとしております。
⑻ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び生経会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとしております。
　また、経営企画室が内部監査の実施状況を監査役会に報告することにより監査の連携を図っております。
　監査役が、その職務を執行する上で必要な費用を請求した時は、速やかに支払いをします。
［業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要］
　当社では上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の取り組みを行いました。
⑴ 取締役会を毎月開催し、経営課題の把握及び対応方針、各種リスクが現在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報共有化を図っております。
⑵ 経営企画室が内部監査を実施し、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、全ての業務が法令、定款及び社内規程に照らし、適正に行われているかを検証しました。
⑶ 安全衛生委員会を毎月開催し、職場における安全衛生の推進並びに安全衛生委員会メンバーによるパトロールを毎週実施し、現場作業の安全意識向上を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序及び企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また、不当な要求があった場合は、顧問弁護士及び警察に相談し、組織全体として毅然とした姿勢で対応することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

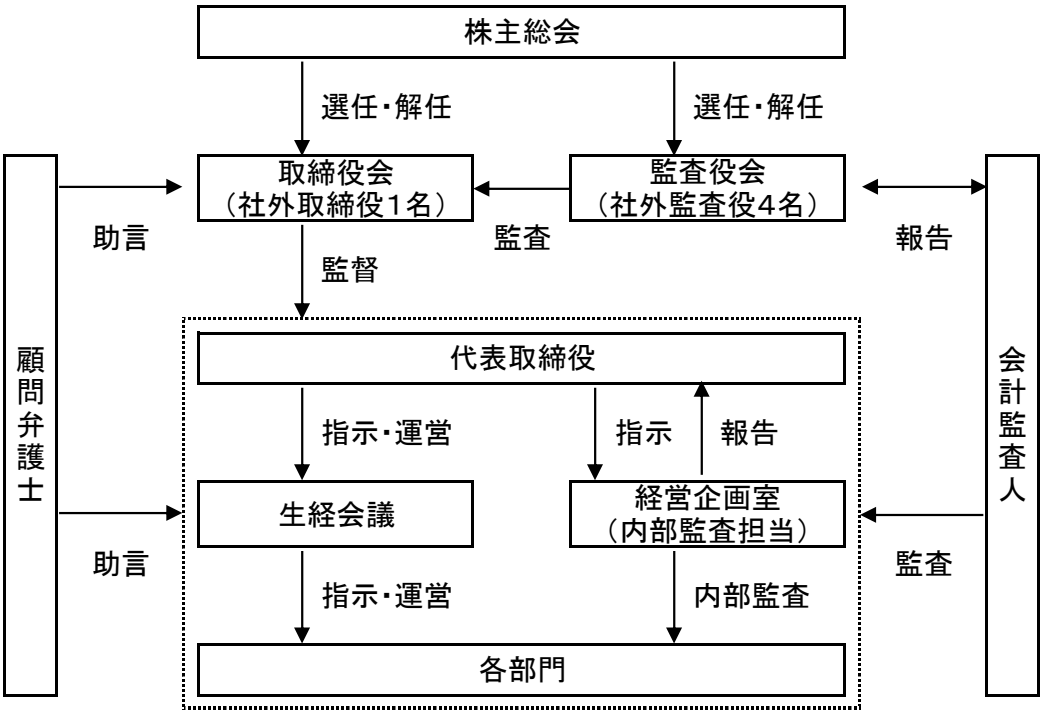
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示社内体制の概要】
当社は、適時開示の諸規則を遵守し、公平、公正、正確かつ迅速に、株主、投資者への適時適切な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努める等、株主、投資者への会社情報の適時適切な開示に努めております。
当社は、適時開示規則に基づき開示する情報については、取締役会での決議後、速やかに情報取扱責任部門であります総務部が適時開示を実施します。
また、適時開示規則に該当しないものの当社の事業運営に関わる情報で、投資判断に影響に与えると認められる情報については、情報開示担当役員の承認後、速やかに情報取扱責任部門であります総務部が適時開示を実施します。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

